

絵の真偽——画像の使用と画像の内容

松永伸司

※発表要旨草稿です。発表要旨正式版の書誌情報は以下の通り。

松永伸司「絵の真偽——画像の使用と画像の内容」『美学』68(2): 149, 2017.

発語内行為の一種としての主張は、真偽の査定が可能なものとして特徴づけられる。言語行為論では、言葉を使った主張が主に扱われてきた。しかし、絵を使った主張もある。報道目的で描かれた絵、証言として描かれた絵、商品を描いた広告画像などは、一般に主張において使われる絵と見なせるだろう。

主張において使われる絵に関して、次の二つの問題がある。

第一に、絵を使った主張では、必ずしも絵に描かれている内容がそのまま主張されるわけではない。たとえば、ポール・リヴィアの報道版画《ボストン虐殺》には、〈イギリス軍兵士による発砲〉や〈血を流して倒れている市民〉などに加えて、〈一匹の犬〉や〈空に浮かぶ三日月〉が描かれている。おそらく、この絵は〈軍の発砲によって市民が死傷した〉とは主張しているが、〈その場に犬が一匹いた〉とか〈そのとき三日月が出ていた〉とは主張していない。同様に、この絵は、兵士や市民をそれぞれ特定の姿勢を持つものとして描いているが、人々が正確にそうした姿勢をしていたとは主張していないだろう。

第二に、主張において使われる絵には、その都度の使い方次第で主張内容が変わるケースと、絵それ自体が一定の変わらない主張内容を持つと言えるケースがある。前者の例はLINEのスタンプである。たとえば、〈疲れたうさぎ〉の絵のスタンプを使った主張がなされる場合、誰がそれを使うかによって、誰が疲れていると主張されるかがふつう変わる。あるいは、〈疲れている〉以外の述定がなされるかもしれない。《ボストン虐殺》にはこうした性格はない。それは後者の例である。

本発表では、以上の二つの問題を主張内容と描写内容の構造的な関係の観点から説明した。主張内容は、指示対象と述定内容からなる命題である。描写内容は、描写対象と描写性質という二つの側面からなる。描写対象は〈絵が何についてのものであるか〉であり、描写性質は〈絵が描写対象にどのような性質を帰属しているか〉である。

第一の問題の説明は以下の通り。絵を使った主張においては、ふつう描写性質が述定内容に取り込まれる。しかし、必ずしも描写性質のすべてがそのまま述定内容になるわけではない。通常は、描写性質の一部が抽出されて述定内容になる。描写性質がどこまで細かく述定内容として抽出されるかは、当の主張がどれだけ細かい述定内容を求めているかによる。

第二の問題の説明は以下の通り。ボストンケースでは、描写対象がそのまま指示対象になり、描写性質の重要な部分の多くがそのまま述定内容になる。言い換えれば、描写内容が主張内容のかなりの部分を決定する。スタンプケースでは、指示対象も述定内容も描写内容にほとんど制限されない。むしろ、主張の文脈が述定内容や指示対象を決定する。ある絵がいずれのタイプであるかは、その絵がどういう意図のもとに作られたか、およびその絵がどういう画像ジャンルに属するかによる。